

別紙

「第104回北海道国土利用計画審議会（書面開催）委員からの質疑等への回答について」

整理番号	変更案件名	関係市町村名	委員名	質疑等	回答
2	本別農業地域の拡大	本別町	藤田委員	添付図面現地写真のマーカ一箇所も農地として利用されているようだ。現況利用の一体性・連続性から当該箇所も拡大するのが、本案件の変更理由（開発が見込まれず、現況は農地であり農業振興を図っていく土地である）に合致すると思われるが、ここが拡大範囲になっていない理由を聞きたい。	質問のあった土地は、東側が都市計画道路に面しており、本別町の都市計画においては、この都市計画道路に面した土地は、引き続き住宅地として開発が見込まれる土地として位置付けています。 このため、当該地を農業地域の拡大の対象としていません。
3	苫小牧森林地域の減少	苫小牧市	椎野会長	「今後は、家庭菜園用地として利用する予定」とあるが、面積は6.9haと比較的規模が大きく、周辺に住宅等も見当たらないことから、土地の用途に違和感がある。家庭菜園用地の利用見込みで間違いはないか。	当該変更案件は、林地開発許可手続きにおいては、森林を伐採して農地に転用することで許可していますが、現在、農地法上の農地として登録されていないことから、家庭菜園用地として利用する見込みとしたものです。 なお、周辺は随所で太陽光発電に利用されていますが、当該土地は太陽光発電として利用しないことも確認しています。
3	苫小牧森林地域の減少	苫小牧市	川村委員	P14とP15、P17の対応関係がよくわからない。整備後のP17の右上写真の右側に他の施設のようなものが確認できる。これらは何か。	P14とP15、P17の対応関係についてですが、対応関係を精査、再確認の結果、土地利用基本計画図において、当該案件箇所の左側に森林地域を挟んで市街化調整区域がある形になっていますが、挟まれている森林地域については、2019年1月の当審議会において森林地域除外の承認をいただいております。別添の「土地利用基本計画図」が正しい変更区域・位置関係であることが判りました。このため、配付済み会議資料の当該図を別添の図に差し替えさせていただきます。 整備後のP17の右上写真の右側に見える他の施設のようなものについては、上から順にレジャー施設（サークルストーン広場、ふれあい広場）、太陽光発電施設（2カ所）、天然林伐採後の天然更新跡、人工林（カラマツの複層林）となっています。
4	登別森林地域の減少	登別市	川村委員	斜面に太陽光発電施設が建設されているが、それと並行して既設道路がある。防災の観点から、道路への降雨などの流水、土砂流出の影響はないと考えて宜しいか。	当該林地転用案件については、林地開発許可制度に基づき適切に施工されています。 なお、許可要件には、土砂災害や水害の防止を図ることとするほか、周辺の環境や景観へ配慮することとなっています。

「第104回北海道国土利用計画審議会（書面開催）委員からの質疑等への回答について」

整理番号	変更案件名	関係市町村名	委員名	質疑等	回答
4	登別森林地域の減少	登別市	椎野会長	太陽光パネルの設置については昨今、森林伐採による土砂災害のリスクが高まることが懸念されており、全国の自治体で設置を規制する条例が整備されつつある。道内では古平町、厚真町、浜中町、安平町、ニセコ町、長沼町などですでに条例が制定されている。 「周囲の状況から、他地域への悪影響も想定されない」とあるが、対象地は道道2号洞爺湖登別線に隣接しており、土砂災害等の発生により緊急車両が通行不可となるリスクも排除できない。また太陽光パネルの寿命は20年～30年程度とされているが、耐用年数経過後に適切な処分が行われるのかどうか、中長期的な他地域への影響も気になる。 太陽光パネルは北海道の景観形成ガイドライン届出対象となっているようだが、安全性についての規制は未整備の状況ではないか。本件はすでにパネル設置済みのようなので何らかの対応を行う状況にはないかもしれないが、太陽光パネル設置は今後も道内各地で進められる考えられ、道として安全に関する一定の規制を検討すべきと考える。	国では、事業用太陽光発電設備（10kW以上）の廃棄費用については、昨年6月に成立した再エネ特措法の改正（2022年4月施行）において、原則事業者が外部積立を行うことが規定されています。 また、「事業計画策定ガイドライン」において、「環境アセスメントの必要がない規模の発電設備においても、自治体と相談の上、事業の概要や環境・景観への影響等について、地域住民への説明会を開催するなど、事業についての理解を得られるよう努める」ことを求めていること、2017年4月改正のFIT法（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法）では、関係法令に違反した場合、経済産業省がFIT事業について、改善命令や認定取消を行うことができることとしております。 道としても、適切に事業が実施されるよう、事業者から構想等の説明を受ける場合には、自然環境保全や景観形成などの関係法令に基づき適切な手続きを行うことはもとより、それぞれの地域の状況への配慮や、住民や企業に対する十分な情報提供や丁寧な説明を求めています。
5	豊浦森林地域の減少	豊浦町		最近の案件で、太陽光発電設置のための地域区分の変更が多く見受けられるが、今後もこのように当該設備設置のための変更議案が増えて来るのか。2030年度の温暖化ガス削減目標や2050年のカーボンニュートラルの政府方針や今後のエネルギー政策を勘案すれば増えるということになるが、環境面から見れば決して好ましいとは言えないと考えるがどうか。	国では、法令や条例による環境アセスメントに加えて、環境配慮に関するガイドラインを策定し、適切な施工や運用・管理、地域とのコミュニケーションなどの対応を示しており、環境と調和した形で事業の実施が確保されることを目指しています。道としても、国と連携しながら、様々な機会を通じて、事業者に対してガイドライン等の周知を図り、環境に配慮しながら適切に太陽光発電事業を実施するよう促してまいります。
その他			永野委員		

「第104回北海道国土利用計画審議会（書面開催）委員からの質疑等への回答について」

整理 番号	変更案件名	関 係 市町村名	委 員 名	質 疑 等	回 答
その他			武野委員	<p>①北海道は、2050年の脱炭素社会の実現に向け、ゼロカーボン北海道推進協議会を立ち上げ、全道を挙げた取り組みを行おうとしている。温室効果ガスの森林吸収量の拡大も大きな要素となり、森林面積の維持拡大は重要な課題となる。当審議会として、これに貢献するにはどのような方針をもつべきか。</p>	<p>脱炭素社会の実現など地球温暖化対策については、北海道環境審議会において調査審議することになっています。北海道国土利用計画審議会（以下、「当審議会」という。）では、今回審議していただいておりますように土地利用基本計画の変更（五地域区分の変更）などについて調査審議することになっています。</p> <p>当審議会が所管する「北海道土地利用基本計画」では、森林地域は森林の有する機能の維持増進を図る必要がある地域としており、土地利用については、二酸化炭素の吸収に大きく寄与していることなどから、必要な森林の確保を図るとともに、森林の有する多面的機能が持続的に発揮されるよう、その整備及び保全を図るものとするのが示されており、こうした方針のもとに調査審議を進めていただきたく存じます。</p>
				<p>②斜面地の開発に伴い、深刻な土砂災害が静岡県などで発生している。環境保全及び防災面で当審議会は、どのような方針を持つか。</p>	<p>開発行為が伴う案件については、案件に応じて、所管する法規・部署により許可がなされ、その審査の中で施工が適切になされているかの確認を行っています。林地開発許可の場合、土砂災害や水害の防止を図ることのほか、周辺の環境や景観への配慮も確認することとなり、本案件では、洪水調整池を設けることなどについて確認済みです。令和2年12月開催の北海道森林審議会においてもこの旨説明し了承されており、その上で、当審議会の案件となっています。</p> <p>また、当審議会が所管する「北海道土地利用基本計画」では、森林地域は、山地災害の防止、自然環境の保全等に大きく寄与していることなどから、土地利用に当たり必要な森林の確保を図るとともに、森林の有する多面的機能が持続的に発揮されるよう、その整備及び保全を図るものとするのが示されています。</p> <p>なお、現在、国では全国的に盛土調査を進めており、道では国からの照会を受け、現在調査対象となる地点を精査中です。</p>